

第3回（通算5回目）「滑川町山田460発電所」住民説明会議事録

開催日：令和7年5月25日

時間：10:00～11:30

説明場所：滑川町上山田集会所

参加人数：住民7名（名簿あり）

説明者：聖陽株式会社 岡本、紫藤測量設計 紫藤

オブザーバー：滑川町役場 1名参加

第4回、4月6日の説明会で出た意見や質問に対しての回答、その後質疑応

① 水利組合に対して連絡を取り協定書を結ぶべき

水利組合長（岩田昌美様）に連絡を取り、協定書の件も踏まえ相談する。

⇒水利組合長に面談し6月1日AM7:45 清掃に参加し組合員に挨拶する段取りになっている事を報告した。（のちに6月7日である事が判明）

② ブロックの高さを3段から5段へして欲しい

5段ブロックへ計画変更

⇒5段へ変更することを報告

③ 一部6m以上のセットバックを要望

可能な範囲でレイアウト検討

⇒パネル配置を可能な範囲で移動（レイアウト図参照）したことを報告

④ 484-1と487-1の境界の目隠の為に篠竹が足りない場合植栽を追加

再度範囲の確認、個別対応

⇒個別に対応。（打合せ済）、解決済み

⑤ 防犯カメラの設置

接道側の防犯カメラ、設置する。

⇒カメラ設置することで解決、解決済み

⑥ 景観に配慮するために植栽すべき

必要に応じて検討。

⇒今のところ個別での対応を検討、一部植栽を希望されたので了承した。

⑦ 植栽やセットバックなど変更後の配置図の提示

最新図面は事前に提示する。または次回の説明会で提示

⇒レイアウト図で説明

⑧ 強風対策はするのか？

何が強風対策になるか、また必要か検討

⇒メーカーと相談したが必要ないと判断。

しかし一部抑え金具の数を増やして対応することを報告

- ⑨ 太陽光発電が原因のすべての事柄を補償すべき（自然災害を含む）

賠償責任が発生する事案は補償対象となります。第三者機関の判断となります。

事案個別で内容を確認して住民側と協議対応いたします。

⇒すべてを補償することは不可能ですが、内容により可能な限り対応することを報告

- ⑩ 協定書締結前に事前に住民へ開示

役場と締結する協定書案が大まかに決定すれば事前に提示する。（ポスティングなど）

⇒役場に決まったフォーマットがあるのでそれを使うことを報告し事前に提示しない事、締結後回覧などで近隣住民へ報告することを確認

今回新たに

- ① 点検や除草の年間スケジュールを事前に教えて欲しいと希望される方がいました。

その方へ直接提出することで解決しています。

- ② 台風などが接近した時の対応

事前に現場を確認し事故防止に努める事、通過後 3 日以内に現場へ確認へ来ることで解決しています。

- ③ 除草など地域にお金が落ちるようにと希望有

業者と一括で契約している為、今のところ出来ない事を報告

- ④ 地域住民と協定書の締結を希望

努力義務であり、必須ではない事を確認。その上で協定書を結ぶか住民代表の方と相談する旨を伝えた。

- ⑤ 2025 年 4 月 1 日条例改定の件を知っているのか、対応すべきとの意見

条例改定は知らなかったが、必要であれば対応すると回答済

役場の方から、対応しなくてもよい事案だが再度確認する。弊社も再度確認すると回答

今回で説明会は終了の旨、報告した。今後は個別で問い合わせ頂ければ対応することも合わせて報告しました。

作成日 2025 年 5 月 27 日

報告者 聖陽株式会社

岡本年弘

0276-60-5514